4　登録品種の名称　BARPIMISISI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第26730号
2　登録年月日　平成30年3月23日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　JAB09MP007
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

○農林水産省告示第十二百六十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成三十年四月十二日に消滅したものとみなされる。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号　第26754号
2　登録年月日　平成30年4月12日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　TerSatin Nights
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第26755号
2　登録年月日　平成30年4月12日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Rosita
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第26756号
2　登録年月日　平成30年4月12日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Secret Love
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第26757号
2　登録年月日　平成30年4月12日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Secret Glow
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第26758号
2　登録年月日　平成30年4月12日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Colorburst Orange
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

1　登録番号　第26759号
2　登録年月日　平成30年4月12日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Sunbird
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
TERRA NOVA NURSERIES INC
10051　S　MACKSBURG　RD　CANBY, OREGON 97013, USA

○農林水産省告示第十二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二三三八の二（次の図に示す部分に限る。）、一九一〇の三、二三〇〇の九、二三〇〇の一一、二三〇〇の一一、二三〇六の三、二三一〇の一、二三一〇の三、二三一六の八、二三三八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県松本市大字里山辺字アタラ沢六八八（次の図に示す部分に限る。）、六八四、六八五の一、六八五の二、六八七の一から六八七の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市協和荒川字カントメ二の八、二の九、二の二〇、三の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県横手市平鹿町醍醐字沢山一〇、一一、一七、一八、七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢山一七・七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）